

認定医制度規則

一般社団法人 日本サルコーマ治療研究学会

2025年7月9日 ver.1.0

第1章 総 則

第1条 (目的)

日本サルコーマ治療研究学会（以下「本学会」という）は、わが国の肉腫診療の連携体制を推進し、もって患者の適切な治療に寄与することを目的として、肉腫診療の質の向上を図るための認定医制度を設ける。本規則は、当該制度に関する事項を定めるものである。

第2条 (定義)

名称を「日本サルコーマ治療研究学会認定医」とする。本規則において「認定医」とは、本学会が定める基準を満たし、認定を受けた医師をいう。

第2章 認定基準

第3条 (認定要件)

認定医の認定を受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- 1 日本国の医師免許を有し、医師免許登録後 5 年以上、申請時において引き続き本学会会員 3 年以上であり、直近の基準日において、基準日を含む年度までの年会費を完納している。
- 2 日本専門医機構の定める基本領域のいずれかの認定医または専門医資格を有する。
- 3 認定医として必要な骨・軟部腫瘍の診療実績がある。
- 4 認定医として必要な学会活動実績がある。
- 5 認定医として必要な骨・軟部腫瘍に関する学術実績がある。
- 6 本学会の評議員 2 名の推薦を受けていること。

第4条 (対象医師)

認定医の対象となる医師は、整形外科医、内科医、外科医、放射線科医、形成外科医、泌尿器科医、婦人科医、皮膚科医、小児科医、耳鼻咽喉科医、病理医など、広く肉腫の診療に関する医師とする。

第3章 認定手続

第5条 (申請手続)

認定医の申請手続は、以下の通りとする。

- 1 所定の申請書を提出すること。
- 2 必要な証明書類を添付すること。

第6条（審査）

申請書類は、本学会の教育資格制度委員会に設置した認定医審査部会が審査し、認定の可否を判定する。認定医は理事会において承認される。

第4章 認定の有効期間と更新

第7条（有効期間）

認定医の認定は、5年間有効とする。

第8条（更新手続）

認定の更新を希望する場合は、有効期間満了の6か月前までに更新申請を行うこと。

第9条（更新要件）

認定医の認定期間は5年間であり、認定更新の審査を受けなければ引き続き認定医を呼称することはできない。更新にあたっては、認定期間中の5年間に以下の要件を満たす必要がある。

- 1 継続して本学会の会員であること。
- 2 学術集會に2回以上出席していること。

第5章 雑 則

第10条（公開）

認定医は、本学会のホームページで公開する。

第6章 資格の取り消し

第11条（資格の取り消し）

理事会は、認定医としてふさわしくない行為がみられた場合には、資格を取り消すことができる。

第7章 付則

第12条（歯科医師の適用）

歯科医師については、「医師」「医師免許」「専門医」をそれぞれ「歯科医師」「歯科医師免許」「専門歯科医」に読み替えて適用する。

第 13 条（規則の変更）

この規則の変更は、教育資格制度委員会において検討し、理事会が承認する。

第 14 条（施行日）

本規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。